

議員提出第1号議案

大阪府ギャンブル等依存症対策推進条例制定の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び大阪府議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和4年6月7日

大阪府議会議長 森 和 臣 様

提 出 者

大阪府議会議員

徳 永 慎 市  
西 惠 司  
中 井 もとき  
奥 谷 正 実  
須 田 旭  
杉 本 太 平  
塩 川 憲 史  
うらべ 走 馬

しかた 松 男  
奴 井 和 幸  
原 田 こうじ  
奥 田 悦 雄  
西 野 修 平  
原 田 亮  
西 村 日加留  
西 川 訓 史

## 議員提出第1号議案

大阪府ギャンブル等依存症対策推進条例制定の件

大阪府ギャンブル等依存症対策推進条例を次のように定める。

# 大阪府条例第 号

## 大阪府ギャンブル等依存症対策推進条例

### 目次

第二章 総則（第二条―第十条）

第二章 大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画（第十一条）

第三章 基本的施策（第十二条―第二十二條）

第四章 大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議（第二十三條）

附則

### 第二章 総則

#### （目的）

第一条 この条例は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、大阪府におけるギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び府の責務を明らかにするとともに、加えて、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項等を定めることにより、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって府民の健全な生活の確保を図るとともに、府民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 ギャンブル等 法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋及びカジノに係る遊技その他の射幸行為をいう。

二 ギャンブル等依存症 ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

三 関係事業者 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者をいう。

四 ギャンブル等依存症の予防等 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の防止をいう。

五 ギャンブル等依存症問題 ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。

六 民間団体 ギャンブル等依存症である者等が互いに支え合つてギャンブル等依存症の予防等及び回復を図るための活動その他のギャンブル等依存症対策に関する自発的な活動を行う自助グループ及び団体をいう。

#### （基本理念）

第三条 大阪府におけるギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援す

ること。

二 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携を図ること。

三 ギャンブル等依存症対策は、府が主体となつて、市町村、関係事業者、府民及び医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者それぞれが連携し、及び協力することにより、必要なギャンブル等依存症対策に取り組むこと。

(アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携)

第四条 府は、ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、医療提供体制、相談支援等について共通点が多いこと等に鑑み、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携を図らなければならない。

(府の責務)

第五条 府は、市町村、関係事業者、府民及びギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者と連携し、及び協力し、第三条の基本理念にのっとり、大阪府におけるギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(関係事業者の責務)

第六条 関係事業者は、府及び市町村が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等に配慮するよう努めなければならない。

(府民の責務)

第七条 府民は、ギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務)

第八条 医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者は、府及び市町村が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症問題啓発月間)

第九条 府民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、大阪府ギャンブル等依存症問題啓発月間を設ける。

2 大阪府ギャンブル等依存症問題啓発月間は、五月一日から同月三十一日までとする。

3 府は、大阪府ギャンブル等依存症問題啓発月間の趣旨にふさわしい事業を実施しなければならない。

(財政上の措置等)

第十条 知事は、ギャンブル等依存症対策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画

第十一条 知事は、ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号）

第十三条第二項の規定による大阪府の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画（以下この条及び第二十三条第二項第四号において「府推進計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 府推進計画に定める施策については、次条から第二十二條までに規定する基本的施策その他ギャンブル等依存症対策の推進に関する施策について、具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 3 知事は、府推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを議会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 4 府推進計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第二項に規定する医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条第一項の規定による大阪府健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）第十四条第一項の規定による大阪府アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であつてギャンブル等依存症対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 知事は、毎年、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果を遅滞なく議会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 知事は、大阪府におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十二條に規定する調査の結果及び大阪府におけるギャンブル等依存症対策の効果に対する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、府推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。
- 7 第三項及び第四項の規定は、府推進計画の変更について準用する。

## 第三章 基本的施策

（教育の振興及び地域への啓発、周知等）

第十二条 府は、府民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、ギャンブル等依存症である者等及びその家族の支援に係る専門的知識を有する者並びに民間団体と連携し、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 府は、府内の高等学校等の教員に対して、文部科学省の指導参考資料の周知に努めるとともに、ギャンブル等依存症についての正しい知識の普及と理解を促進するための研修を実施するものとする。
- 3 府は、医療機関及び民間団体と連携し、府内の高等学校等の生徒を対象としたギャンブル等依存症の予防等について、啓発パンフレットその他の公衆の関

覧の用に供される文書又は図画等を作成するとともに、前項の指導参考資料と併せ、府内の高等学校等の生徒に対するギャンブル等依存症を含むこころの健康に関する予防及び啓発に活用するものとする。

- 4 府は、市町村と連携し、前項の啓発パンフレットその他の公衆の閲覧に供される文書又は図画等を地域団体に対し、配付し、又は回覧、掲示等を依頼する等により、ギャンブル等依存症対策の予防及び啓発に努めるものとする。

(オンラインカジノによるギャンブル等依存症の予防啓発)

第十三条 府は、いわゆるオンラインカジノ（インターネット等の通信ネットワークを介して行われるコンピューターカジノをいう。）によるギャンブル等依存症の予防等について、前条第三項に規定する啓発パンフレットその他の公衆の閲覧の用に供される文書又は図画等を活用し、予防及び啓発に努めるものとする。

(ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施)

第十四条 府は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるよう必要な施策を講ずるものとする。

- 2 府は、関係事業者に対し、次に掲げる事項について協力を求めるものとする。
- 一 射幸心をあおるような広告及び宣伝を行わないこと。
  - 二 ギャンブル等依存症である者等及びその家族からの申告によるアクセス制限に関する個人認証システム等の活用に向けた研究を実施すること。
  - 三 インターネット投票の購入限度額システムを導入すること。
  - 四 施設及び営業所の敷地内のATM（現金自動預け払い機）を撤去すること。
- 3 関係事業者は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法に関する内容を府に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

(医療提供体制の整備)

第十五条 府は、ギャンブル等依存症である者等が等しくその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 府は、市町村及び医療機関と連携し、地域の医療機関とギャンブル等依存症の治療が可能な専門医療機関との連携強化を図るとともに、医療機関の職員を対象としたギャンブル等依存症についての研修を実施するものとする。

(相談支援等)

第十六条 府は、ギャンブル等依存症についての相談支援体制の充実を図るとともに、相談窓口の休日及び夜間であっても、相談支援が可能となる体制を備えることに努めるものとする。

- 2 府は、必要があると認めるときは、ギャンブル等依存症である者等及びその家族に対する緊急退避に関する支援を実施するものとする。この場合において、府は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族がこれまでと同様の日常生活

活を営めるよう可能な限り配慮するものとする。

- 3 府は、ギャンブル等依存症である者等の自殺対策と、その子どもに及ぼす影響を防止する対策の実施に努めるものとする。

(社会復帰の支援)

第十七条 府は、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に資するよう、ギャンブル等依存症である者等及びその家族に対する就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるとともに、当該支援が、府、医療機関及び民間団体の連携による継続的な支援となるよう体制を構築するものとする。

- 2 府は、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰のため必要があると認めるときは、ギャンブルによる実害を減らす政策（プログラム）であるハームリダクションに取り組める環境整備に努めるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族に対して、行政手続に関する支援、資金の貸付け若しくは給付に関する支援、弁護士費用その他法的手続に関する支援又は一時的に住居を提供する等、安定した居住の確保を最優先とするハウジングファーストの支援に努めるものとする。

- 3 府は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族の意見を取り入れ、ギャンブル等依存症である者等の社会復帰のための回復プログラムを作成するものとする。

(民間団体の活動に対する支援等)

第十八条 府は、民間団体が行う活動を支援するため必要な施策を講ずるものとする。

- 2 府は、民間団体への継続的な活動の支援が可能となるよう、必要な財政上の措置その他の必要な措置を効果的に講ずるものとする。

- 3 府は、ギャンブル等依存症の予防等に関する啓発パンフレットその他の公衆の閲覧の用に供される文書又は図画、回復プログラム等を作成するときは、民間団体と協同で取り組むものとする。

(連携協力体制の整備)

第十九条 府は、第十二条から前条までの基本的施策の効果的な実施を図るため、第十五条の医療機関その他の関係機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十条 府は、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者について、ギャンブル等依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 府は、ギャンブル等依存症の予防等、診断及び治療の方法に関する研究その他のギャンブル等依存症問題に関する調査研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(実態調査)

第二十二條 知事は、三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

#### 第四章 大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議

第二十三條 大阪府におけるギャンブル等依存症対策の推進に関する事項について協議するため、大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 推進会議は、次の事項に関し、協議を行う。

- 一 ギャンブル等依存症である者等及びその家族に対する支援に関すること。
- 二 ギャンブル等依存症対策とアルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的連携に関すること。
- 三 ギャンブル等依存症対策の効果に対する評価に関すること。
- 四 府推進計画の策定、変更その他の第十一条に関すること。
- 五 その他ギャンブル等依存症対策の推進に関すること。

3 推進会議は、委員十二名以内で組織し、次に掲げる区分により、知事が委員を選任する。この場合において、委員の構成については推進会議が様々な関係者の意見を聞き、ギャンブル等依存症である者等及びその家族の実情を踏まえた協議を行うことができるよう配慮されなければならない。

- 一 学識経験のある者
- 二 ギャンブル等依存症である者等及びその家族
- 三 関係事業者
- 四 医療機関
- 五 民間団体（ただし、関係事業者から支援を受けているものを除く。）

4 前三項に規定するもののほか、推進会議に関して必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

##### （検討）

2 この条例の規定については、この条例の施行後三年を目途として、この条例の施行状況等を勘案し、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



## 提 案 理 由

ギャンブル等依存症は当事者及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものである。また、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせている。

このような状況を鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、大阪府としての基本理念を定め、責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、制定するもの。

なお、ギャンブル等依存症対策基本法では、都道府県に対し自主的な取組みを尊重することとされており、本条例において能動的な実施を求めるもの。